

# 成田市小中学校 部活動経営ガイドライン



平成28年 9月

成田市教育委員会

# 目 次

## I はじめに

---

- 1 部活動の意義・目的…………… 2
- 2 学校教育の一環としての部活動…………… 2

## II 円滑な部活動経営ができる学校体制をめざす

---

- 1 学校における指導方針及び活動計画…………… 4
- 2 指導者…………… 4
- 3 外部指導者との連携…………… 5
- 4 保護者との連携…………… 6

## III 児童生徒の好ましい成長につながる指導をめざす

---

- 1 練習について…………… 7
- 2 体罰・いじめの防止について…………… 8
- 3 安全管理と事故防止…………… 9

## IV その他

---

- 1 部活動の開設，休部・廃部について……………12

## V 資料

---

- 運動部活動・安全チェックファイブ<職員用>……………13  
【千葉県「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」より】
- 運動部活動・自己管理チェックファイブ<児童生徒用>……………14  
【千葉県「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」より】

引用・参考文献等一覧

## I はじめに

### ◎部活動ガイドラインの作成にあたって

成田市教育委員会では、生徒にとって魅力的であり、顧問教員の意欲が高まり、保護者や地域から信頼される部活動を展開していただくため、このガイドラインを作成しました。

各学校におきましては、部活動の運営に際し、このガイドラインを参考として活用していただき、学校の実態に応じて工夫することにより、一層の活動の充実と児童生徒の健やかな成長を期待しております。

### 1 部活動の意義・目的

部活動は、共通の種目や分野に興味・関心を持った児童生徒が、学年や学級の枠をこえて、自発的・自主的な判断によって参加する活動です。

そこでは、児童生徒がスポーツ・文化・科学・芸術等に親しみながら、共通の目標のもと、互いに教え合ったり励まし合ったりして楽しさや喜びを味わうことができます。このようなことから、部活動は豊かな人間関係づくりと明るく充実した学校生活には、効果的な活動だと考えます。部活動を通して、技術や体力を向上させ、規範意識や社会性、自主性を高めることで豊かな人間性を育むとともに、児童生徒も教員もやりがいを感じ、部活動以外にも好影響を及ぼすような活動にしていきたいものです。

しかしながら、急激に変わっていく社会情勢の中、部活動の運営にも変化が出てきています。顧問の不足とその専門性、顧問の年齢の二極化、教職員の負担増加などの問題が挙げられ、効果的な外部指導者の活用と連携が、検討されています。また、少子化に伴う部員確保の問題や学校規模の変化により廃部せざるを得ない部が出るなど、部活動の設置に関する問題もあります。そうした中で多様化する児童生徒・保護者の要望への対応なども課題となっています。

部活動の指導に当たっては、適切な指導のもとに、自発的・自主的な活動が展開されるよう配慮することが大切です。また、児童生徒の生活や成長とバランスのとれた部活動のためにも、児童生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意し、休養日や練習時間を適切に設定する必要があります。

教職員だけでなく、家庭や地域社会とともに児童生徒を育成する開かれた学校になるためにも、必要に応じて外部指導者を活用したり、地域活動との関連を図ったりするなど、児童生徒の能力・適性、興味・関心等に応じた活動が行われるよう指導することも必要です。

## 2 学校教育の一環としての部活動

現行の学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことについて明確に示しています。

具体的には、中学校指導要領では、第1章総則で部活動について、下記のとおり規定しています。

### ○中学校指導要領

#### 第1章 総則

#### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

#### 2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

また、第2章第7節保健体育科で部活動について、下記のとおり規定しています。

### ○中学校指導要領

#### 第2章 各教科

#### 第7節 保健体育

#### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (2) 第1章総則第1の3に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。なお、体力の測定については、計画的に実施し、運動の指導及び体力の向上に活用するようにすること。

これらのことから、部活動については、以下のことが言えます。

- ◎ 部活動は本来、児童生徒の自主的、自発的活動である。
- ◎ 学校教育の一環として行われるものである。
- ◎ 学校の実態に応じ、保護者の協力を得て行われるものである。

## Ⅱ 円滑な部活動経営ができる学校体制をめざす

### 1 学校における指導方針及び活動計画

部活動は、学習指導要領に明記されたことにより、学校の教育目標及び部活動の指導方針等に基づき、学校の教育活動として明確に位置付ける必要があります。

- (1) 小学校においては、小学校学習指導要領解説「体育編」での運動部の活動に鑑みて、競技会や発表会等に向けて特設的に特に希望する児童をもって組織し、共通の興味や関心を追求する活動で、教師などの適切な指導の下において行う。
- (2) 中学校においては、学年や学級の所属を離れ、同好の生徒をもって組織する部において共通の興味や関心を追求する活動で、学校の管理下において行う。
- (3) 全職員が部活動の意義を理解するとともに、情報を共有し、学級担任と顧問や顧問同士が相互に理解・支援し合うなど、組織的に取り組む。
- (4) 各学校の教育目標、学校規模・特色を生かすとともに、児童生徒のニーズや保護者の意向を参考にして指導方針を設定する。
- (5) 学校の指導方針に基づいた各部活動の活動計画を作成する。
- (6) 保護者には積極的に情報を発信し、理解を得て、互いに連携しながら活動できるよう工夫する。また、保護者の意見や願いを把握し、受け止める。

### 2 指導者

部活動は、自発的、自主的に参加する児童生徒と、それを支え、指導・監督をする指導者との信頼関係により運営されます。

指導者は複数配置することが望ましいです。複数配置することで、顧問の負担を軽減するだけでなく、生徒指導、保護者への対応、緊急時の対応等、様々な場面で困難な状況をカバーすることができます。

また、体罰・暴力行為等を起こさない仕組みを構築することにもなります。小規模校では難しい面もありますが、複数顧問制について検討していくことが望ましいと考えます。

指導者の役割としては、以下のようなことが考えられます。

#### 《顧問（指導者）の役割》

##### ○児童生徒に関わること

- ・実技，技術指導
- ・児童生徒理解
- ・生活指導
- ・健康管理，事故防止
- ・学習支援

##### ○外部との調整に関わること

- ・大会，発表会，練習試合等の引率
- ・保護者との連携
- ・月活動計画作成
- ・外部指導者との連携

##### ○その他

- ・施設，用具の管理と安全点検
- ・部予算や集金の適正管理

#### 《指導上の留意事項》

- (1) 会議等で顧問が部活動に立ち会えない場合は，必ず他の顧問等に指導・監督を依頼するとともに，児童生徒への安全指導，練習内容など，適切な処置を講じる。また，緊急時の対応についても，児童生徒と確認する。
- (2) 児童生徒とともに学ぶ姿勢を持ち，他の教師や書物から学んだり，研修会に参加したりするなど，種目や指導法への理解を深める。
- (3) 現部員が少ない場合でも，児童生徒の充実した活動のため最善を尽くす。
- (4) 常に生徒との信頼関係を築くことに心がけ，指導・助言にあたる。
- (5) 大会や発表会などに出場・参加できない児童生徒に対しても，練習試合や校内での発表会，記録会で成果を発揮する機会を設けるなど様々な工夫をする。

### **3 外部指導者との連携**

学校においては，トップアスリートを目指す児童生徒から，スポーツや文化を楽しみたいという児童生徒まで，部活動に対して求める内容は多岐に渡っています。成田市では，このような願いに応え，児童生徒たちにとって有意義な部活動にするため，一般社団法人成田市体育協会の協力を得て，『課題体育活動支援指導者派遣事業』に取り組んでいます。この事業は，学校教育と社会体育が互いに協力し，専門的な技術指導ができる方に部活動の指導をお手伝いいただいています。また，文化部については，市による『中学生の文化部活動活性化事業』が実施され，外部の指導協力者を学校に講師として派遣しています。

#### 《外部指導者活用上の留意事項》

外部指導者は、顧問が担う役割のうち、特に指導面を補助することによる効果が期待されています。外部指導者から技術指導をいただくことは、児童生徒たちの活動内容に対する興味や関心が高まり、もっと学びたいという意欲につながります。

- (1) 外部指導者は、学校の方針に従って指導面の一翼を担えるよう、部活動の指導に当たる。外部指導者を活用する際には、必ず年度当初に、学校や部活動の運営方針を確認し合う機会を設ける。
- (2) 外部指導者が顧問に無断で練習計画を立てたり、用具を購入させたりすることはできない。練習計画の相談や連絡、生徒に関する情報交換など、顧問との協働体制を密にしておくことが大切である。
- (3) 外部指導者が大会や校外への練習等に単独で引率することはできない。なお、大会のベンチ入りや審判等については、運営団体によって異なるので確認をする。
- (4) 児童生徒理解に基づく指導や安全の確保、事故防止などは、外部指導者も学校教職員と同様の対応が必要である。

\* 『部活動指導の手引き～外部指導者用～』

(平成25年7月成田市教育委員会発行) 参照

## 4 保護者との連携

部活動を充実させるためには、保護者からの理解や協力を得ることが不可欠です。部活動に対する保護者の考え方も様々であり、保護者に部活動を正しく理解してもらうことは、とても大切なことです。そのためにも、保護者の意見や願いをしっかりと把握し、受け止めることも大切です。

#### 《連携を深める方策例》

- (1) 「部活動の運営方針・年間計画」などを年度当初に保護者会（全体・各部）を開くなどして全保護者に説明する。
- (2) 大会・発表会等の参加については、練習計画・大会参加計画に基づいて、校長名で早めに文書で知らせる。
- (3) 必要経費等の集金についても（2）同様、文書で知らせるとともに、保護者の負担軽減を図る。
- (4) 毎月の活動予定や練習計画の文書・案内を配布する。
- (5) 傷病時には必ず保護者に連絡し、適切な対応をする。
- (6) 活動状況を知らせるなどして、児童生徒の活躍する姿、頑張っている姿を見ていただく。

### Ⅲ 児童生徒の好ましい成長につながる指導をめざす

#### 1 練習について

規律・礼儀が重んじられる精神論的な指導だけでは、児童生徒の好ましい成長につながるような部活動にはなりません。指導者のリーダーシップのもと、精神性を重視しつつ、科学的な手法を取り入れ、活動時間を短時間に抑えて効果を上げる指導も注目されています。

練習等は、学校長の承認のもと、計画的に行うことが必要です。練習は、できるだけ始めから終わりまで指導するのが望ましいです。しかし、それが難しいときは、短時間でも活動場所に行き、その日の活動内容や留意事項を的確に指示し、わずかな時間でも児童生徒と共有することが大切です。

##### 《活動日》

- (1) 原則として部ごとに1週間のうち1日以上以上の休養日を設ける。土・日曜日には、計画的に休養日を設定する。
- (2) 部活動によっては、年間を見通したときに特定の季節に集中して活動を行うものもある。年間計画にしたがって活動する。
- (3) 週休日（土・日曜日）に活動する必要がある場合は、児童生徒のバランスのとれた生活や成長からみて無理のない範囲で活動し、適切に休養日を確保すること。大会・発表会・練習試合等で休日全てを活動した場合、休養日を他の曜日に必ず確保する。
- (4) 長期休業中は、その意義を踏まえ、ある程度まとまった休養日を設け、児童生徒に十分な休養を与えるとともに、顧問（指導者）自身もリフレッシュできる機会をつくる。
- (5) 長期休業中の活動については、家庭での生活を優先とし、部活動中心にならないよう配慮する。
- (6) 祝祭日や県民の日に部活動を積極的に行うことは避け、その祝祭日や県民の日の意義を児童生徒に理解させ、活動しないことを原則とする。

##### 《練習時間》

- (1) 始業前、放課後（平日）、休日での活動を原則とする。
- (2) 練習時間は、平日は3時間以内、休日は4時間以内が適当である。
- (3) 児童生徒が安全に帰宅できるよう、日没時刻を考慮して練習時間を決定する。



### 《練習試合・大会・発表会》

- (1) 児童生徒の発育発達からみて無理のない範囲とする。また、保護者の経済的負担や休日の家族の予定なども考慮して、計画的に参加する。
- (2) 実施日、場所、時間、引率方法、引率者、交通手段等について、事前に校長の承認を得る。校長が許可していないものについては、練習試合・大会・発表会等に参加できない。
- (3) 中学校においては、定期テスト等の直前における練習試合は控える。但し、大会日程等に伴い実施せざるを得ない場合については、大会に参加する生徒のみを保護者の了承を得た上で、参加対象とする。
- (4) 交通手段については、原則として公共の交通機関を利用する。

## **2 体罰・いじめの防止について**

体罰は、教職員個人の問題にとどまらず、学校が児童生徒や保護者から信頼を大きく失ってしまい、本来行わなければならない教育活動が効果的に行えない状況になるなど、学校教育全体においても重大な問題となります。暴力行為のみならず、威圧的な言葉や態度による指導は、児童生徒の健全な成長に悪影響を及ぼすこともあります。体罰は、指導者と児童生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです。決して体罰が行われることのないよう、体制づくりも必要とされます。

また、部活動は学級や学年の枠を超えて児童生徒が自発的・自主的に集まって活動する場面が多くあります。指導者は、児童生徒同士の間人間関係をしっかりと把握し、指導していくことが必要です。また、日頃から児童生徒が不安や悩みを相談しやすい指導者との信頼関係や体制づくりをしておくことも大切です。

- (1) 部活動の意義や目的を正しく理解し、指導者としてあるべき姿を常に意識し指導にあたる。
- (2) 児童生徒が困ったことや悩みを相談しやすい体制を整える。
- (3) 学級担任との連絡・相談を適宜行い、児童生徒の学校生活全体を支援する。

### 【体罰等，許されない指導と考えられるもの】

- (1) 殴る，蹴る等。
- (2) 社会通念，医・科学に基づいた健康管理，安全確保の点からは認め難い，または限度を超えたような肉体的，精神的負荷を課す。
- (3) パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し，威圧・威嚇的発言や行為，嫌がらせ等を行う。
- (4) セクシュアルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- (5) 身体や容姿に係ること，人格等を侮辱・否定するような発言を行う。
- (6) 特定の児童生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的，精神的負荷を与える。

## 3 安全管理と事故防止

教職員は，教育活動のあらゆる場面において，常に児童生徒の安全確保を図る義務があります。特に，身体活動が伴う部活動においては，活発な活動が展開され，多くの成果を挙げていくことが大変重要であります，児童生徒の安全が確保された上で行われることが大前提です。

日頃から指導者と児童生徒の事故防止に対する意識を高め，想定できる限りの注意を払い，事故防止に努めることが大切です。

### 《事故防止の留意点》

- (1) 健康状態の把握
  - 児童生徒に自らの健康状態について関心や意識を持たせる。
  - 適度な休養や栄養の補給に留意させる。
  - 活動に際し，健康観察を適切に行い，体調が優れない児童生徒に対しては，無理をさせず，活動内容を制限させるか，休ませる。
- (2) 指導
  - 学年や個人差に十分配慮した，段階的・計画的な指導を行う。
  - 危険を伴う練習は，必ず指導者の下で実施する。
  - 指導者不在時は，練習内容を安全性の高いものに変更したり，運動量を軽減したりするなど，工夫し安全に配慮する。
  - 準備運動及び整理運動をしっかりと行う。
  - 練習の目的及び内容や効果的な練習方法を児童生徒に伝える。
- (3) 施設・設備・用具の安全点検と安全管理
  - 施設，設備，用具の使用前，使用後及び定期的な点検を行う。また，児童生徒にも，安全確認の習慣化を図る。
  - 施設・設備，用具の正しい使い方をし，事故が起きないようにする。

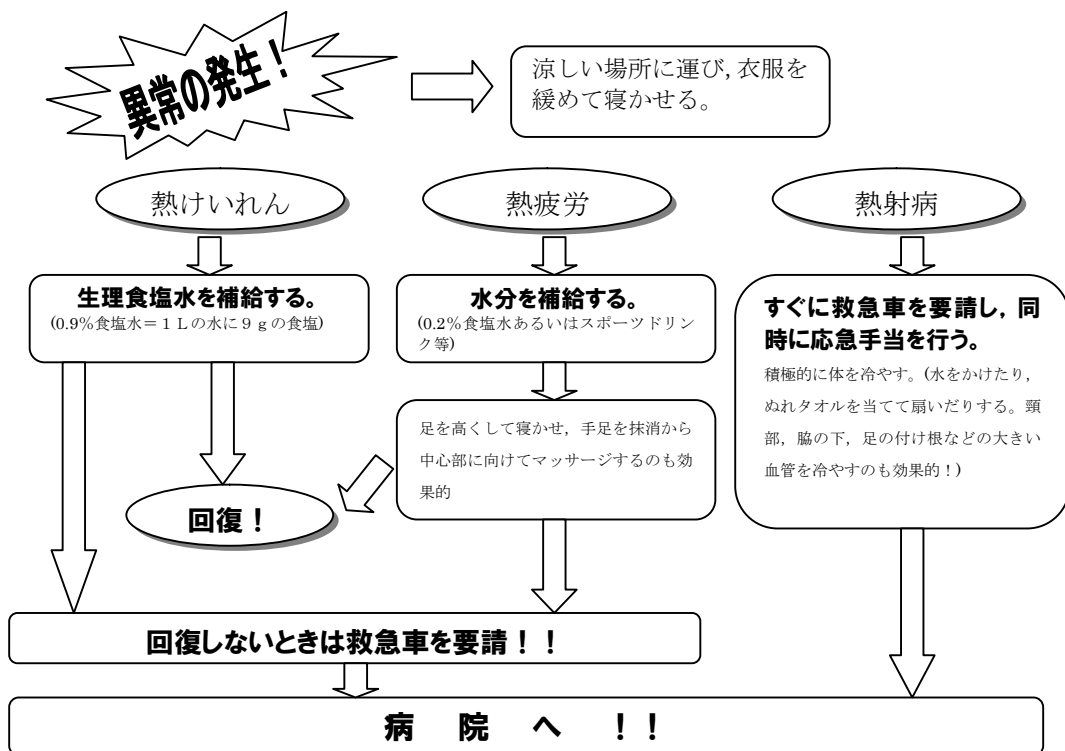
(4) 天候や気象に考慮した指導

- 活動時の気象条件に十分留意する。特に、高温多湿下においては、適切な水分補給や健康観察を行い、熱中症に注意する。
- 暴風（竜巻を含む）や雷、激しい雨に対して、情報収集に努め、それらが十分に予想される場合は、即時に練習を中止し、児童生徒の安全確保に努める。

【熱中症で起こる障害】 日本スポーツ振興センター「熱中症を予防しよう」

熱けいれん	大量の発汗があり、水のみを補給した場合に血液の塩分濃度が低下して起こるもので、筋の興奮性が亢進して、四肢や腹筋のけいれんと筋肉痛が起こる。
熱疲労	脱水によるもので、全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛などの症状が起こる。体温の上昇は顕著ではない。
熱射病（重症）	体温調節が破綻して起こり、高体温と意識障害が特徴である。意識障害は、周囲の状況が分からなくなる状態から昏睡まで、程度は様々である。脱水が背景にあることが多く、血液凝固障害、脳、肝、腎、心、肺などの全身の多臓器障害を合併し、死亡率が高い。

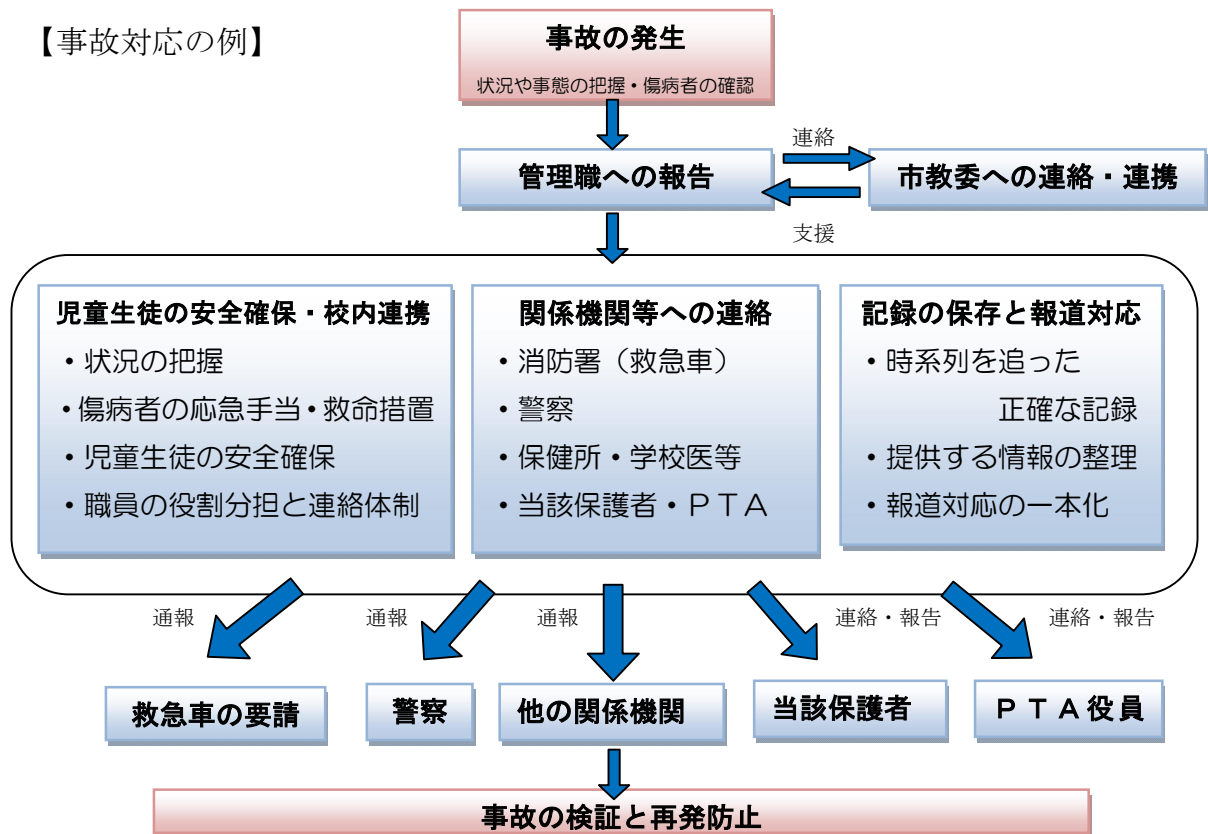
【熱中症の応急処置】 日本スポーツ振興センター「熱中症を予防しよう」



(5) 事故の対応

- 事故の予防に努めるとともに、万が一に備え、年度当初に、事故発生時の対応の仕方を全教職員で共通理解を図り、緊急体制を確立しておく。
  - ・発生した事態や状況の把握、児童生徒の安全確保、傷病者の確認と応急手当
  - ・管理職への報告、他の職員への協力要請や緊急連絡
  - ・状況によって救急車の要請、消防署・警察・教育委員会等関係機関との連絡・連携
  - ・事故発生状況の正確な記録
  - ・保護者への連絡・説明
- 事故発生後についても、発生時同様、以下のようなことについて正しく対応できるように努めることが大切である。
  - ・負傷者の立場に立った誠意ある対応、保護者への丁寧な説明、傷病者及び関係児童生徒へのケア
  - ・教育委員会との連携、報道機関への対応、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの対応
  - ・事故の検証と再発防止に向けた取組

【事故対応の例】



## IV その他

### 1 部活動の開設, 休部・廃部について

部活動の運営については、長期的な視野に立って計画的に行うことが重要ですが、児童生徒数やそれに伴う職員数の変化などの事情により複数顧問が配置できず、部活動を休部・廃部について検討せざるを得ない状況も考えられます。

#### ●部活動の休部・廃部を検討する際には…

- ・小学校と連携して数年先を見据えた児童の意向を調査する。
- ・現部員にとっては、下級生が入部しないという問題を抱えるため、現在部に所属する生徒やその保護者に対して議論の経過や検討結果などを十分に説明し、丁寧に対応する。
- ・少なくとも卒業学年まで活動できるような体制を整える、合同チームや合同練習などの運営を工夫するなど、現部員の活動を保障する。
- ・必要に応じて、組織を設けたり検討会を開いたりするなど、学校と保護者が話し合う機会をつくることが望ましい。
- ・合同チームが認められていない競技や市内でも数少ない競技の休部や廃部、その他特別な事情のある場合については、休部や廃部を検討する段階で、教育委員会等とも相談しながら、最終的に学校が決定することが望ましい。
- ・新たに部活動を開設する場合も、生徒の意向や生徒数の動向、継続的な運営等について十分検討し、教育委員会等と相談しながら、最終的に学校が決定することが望ましい。

なお、中学校において部活動を開設・休部・廃部を検討する場合には、資料「小学校・中学校の指定学校変更・区域外就学について（抜粋）」（成田市教育委員会学務課）を参照の上、アンケートや説明会等の時期について十分配慮することも大切です。

## V 資料

<職員用>

### 運動部活動・安全チェックファイブ

校外で活動する際には※印もチェックしてください。

#### 1 適切な活動計画を作成しているか

- 年間大会参加予定や遠征・練習計画の作成
- 月間・週間の活動計画（練習内容）の作成
- 練習計画等の児童生徒への周知と理解
- ※気象状況や練習環境等を考慮した時間帯・コース・人数・運動量等の練習内容への配慮

#### 2 児童生徒の健康状態や体力・技能等を把握しているか

- 当日の健康状態の把握
- 健康診断や新体力テストの結果の把握
- 体力・技能レベルや負傷・障害等の状況の把握
- 性格、意欲等の把握

#### 3 練習場所や用器具の安全点検と安全指導を行っているか

- 施設や用器具の安全点検
- 日ごろからの活動に伴う事故防止指導
- ※校外活動場所の安全点検及び移動時・活動時の安全指導

#### 4 緊急時の連絡体制は確立されているか

- 緊急時対応マニュアルの作成
- 関係機関との連携と協力体制の確立
- ※緊急時の連絡方法・手段（携帯電話等）の確立

#### 5 保護者との連携はとれているか

- 活動計画の周知
- ※校外での活動時の日時・場所等の周知

◎児童生徒が生き生きと部活動に取り組める体制を、みんなで整えましょう。

## 運動部活動・自己管理チェックファイブ

\_\_\_\_年 \_\_\_\_組 氏名\_\_\_\_\_

### 1 生活習慣が確立し、自己管理ができているか

- 十分な睡眠時間がとれているか
- 栄養バランスのとれた食事をとっているか
- 学習との両立ができているか
- 体調に合わせた部活動の取組ができているか

### 2 練習の約束事が守れているか

- 練習前後の用具の点検をしているか
- 練習内容の理解をしているか
- 危険なことを予測してさけているか
- 不注意な言動をしないようにしているか

### 3 スポーツマンとしての態度・技能の向上に努めているか

- あいさつ、礼儀、マナーを身に付けているか
- 競技に対する知識を身に付けているか
- 正しい動作を身に付けているか

### 4 活動計画がわかっているか

- 月間、週間活動計画がわかっているか
- 活動内容がわかっているか

### 5 保護者の理解は得られているか

- 活動計画を連絡しているか
- 部活動について会話をしているか

【引用・参考文献等一覧】

- ・「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」平成24年一部改定  
千葉県教育委員会
- ・「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」  
平成25年3月13日 文部科学省
- ・「運動部活動での指導のガイドライン」平成25年5月 文部科学省
- ・「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書  
～一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して～」  
平成25年5月27日 運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議
- ・「運動部活動サポートブック」平成24年6月  
千葉県高等学校体育連盟研究部
- ・「平成25年度（2013）学校体育要覧第27号」平成25年4月1日  
千葉県教育委員会
- ・「小学校学習指導要領解説 体育編」平成20年8月 文部科学省
- ・「中学校学習指導要領解説 保健体育編」平成20年9月 文部科学省
- ・「部活動指導の手引き～外部指導者用～」平成25年7月  
成田市教育委員会発行



# 学 校 用 资 料

## 部活動指導の課題

※ 1～4は、全国の調査より

### 1. 職員構成に起因する部活動指導の困難

- (1) 高齢化、子育て世代の増加による顧問の不足の問題がある。
- (2) ベテランと若手の2極化、多忙化による指導技術の伝達が図られない。
- (3) 職員の構成上、顧問に他の重要な校務を担当させている。
- (4) 職員の構成上、専門外の顧問を依頼することがある。

### 2. 校務負担増に起因する顧問離れ

- (1) 顧問の教材研究、成績処理等が部活動終了時の時間になる。
- (2) 顧問の週休日が練習や大会のため、休みにならない。
- (3) 勝ち抜くことで参加大会数が増え、覇気のある部ほど部員が増加する。
- (4) 通常の練習はもちろん大会時の移動など、綿密な安全対策を講じる必要がある。

### 3. 保護者との関わり

- (1) 児童生徒、保護者の期待が大きい。特に全員の大会出場を強要されたり、チームの勝利を強いられたりする事への負担が大きい。
- (2) 部活動指導の実績のない職員や運動経験の乏しい職員、教師としての経験の浅い若手職員の中には、保護者対応に苦慮している顧問が多く見られる。

### 4. その他の課題

- (1) 部活動の強化による生徒指導上の効果を求め過ぎること。
- (2) 熱心な顧問のモチベーションを維持すること。
- (3) 部活指導時間の削減は、小中体連支部単位での調整が必要な場合もあること。
- (4) 外部指導者との協力体制を確立すること。
- (5) 部員の増加や活動場所の制限によって部活動の時間が増加すること。

### 5. 成田市の課題

- (1) 顧問の確保や専門性の問題が挙げられる。また、市の学校サポート教員（時間外勤務は禁止）の手を借りなければ、顧問2人制を実現できないのが現状である。学校サポート教員を外部指導者申請することで対応しているが、課外体育活動支援指導者派遣事業の目的は「競技力向上」であることから、申請された教員に専門性がなければ派遣の認定はされない。また、申請者が複数いる場合、全員が派遣の認定を得られないこともある。
- (2) 顧問2人制であっても、実際は、主顧問に多くの負担がかかっている。
- (3) 部活動指導に対する保護者の価値観やニーズの多様化、児童生徒の個性に対応することなどに困難を感じる。
- (4) 部員の減少や学校規模の縮小による廃部や休部、学校規模の拡大による部活動の新設等、部の設置に関する問題がある。（→学校用資料2・3・4参照）
- (5) 引率については、原則、公共の交通機関を利用するが、交通の便が悪く保護者の引率に頼らざるを得ない地区もある。

これについては、保護者送迎時に校長が学校管理下でなかったことを示すという条件で、保護者の送迎時の事故に対応し、運転者の任意保険（自動車）と併用可能な保険があり、他市では利用しているところもある。

（公益財団法人スポーツ安全協会『スポーツ安全保健』 043-254-0075）

## 29年度成田市中学校部活動設置予定数 (上段が男子部・下段が女子部)

		成田	遠山	久住	西	中台	吾妻	玉造	下総	大栄	公津の杜
陸上競技	男子	○	○		○	○	●	○	○	○	○
	女子	○	○		○	○	●	○	○	○	○
ソフトテニス	男子	○	○	○	○	○				○	○
	女子	○	○	○	○	○	○	○		○	○
軟式野球	男子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	女子										
柔道	男子				○						
	女子				○						
剣道	男子	○	○		○			○	○	○	○
	女子	○	○		○			○	○	○	○
サッカー	男子	○	○		○	○	○	○	○	▲	○
			1								
卓球	男子	○	○		○	○	○			○	○
	女子	○	○		○	○	○			○	○
バレーボール	男子										○
	女子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
バスケットボール	男子	○	○		○		○	○	○	○	○
	女子	○	○		○	○			○	○	○
バドミントン	男子										
	女子		○								
水泳	男子				○						○
	女子				○						○
吹奏楽部		○	○		○	○	○	○	○	○	○
美術		○	○		○		○	○	○	○	○
科学・化学										○	○
パソコン											
書写・書道					○						○
将棋											○
文芸						○					
文化				○							
その他		○		○							

学校用資料3

小学校・中学校の指定学校変更・区域外就学について（抜粋）

市立小・中学校は、通学区域（学区）を定め、居住している住所地の学区の学校（指定学校）に通学することになっています。学校を自由に選択することはできません。しかし、具体的な事情があって学区以外の学校への通学を希望する場合、保護者の申立てにより指定学校変更や区域外就学が認められる場合があります。（※指定学校変更・区域外就学の要件は年度によって変更されることがあります。）

用語について

● 指定学校変更

市内に住む児童生徒に対して、定められた通学区域(学区)以外の成田市立小中学校への通学を認める制度。

● 区域外就学

市外の市町村に住む児童生徒に対して、成田市立小中学校への通学を認める制度。

手続きについて

- ① 手続きは、教育委員会学務課（市役所本庁舎5階）でお願いします。
- ② 在学中に該当する事情が発生した場合や転入学の際は、速やかに必要書類を提出してください。
- ③ 該当する理由がなくなった場合や、事情が変わった場合は承諾が取り消されます。
- ④ 理由が「10. 部活動によるもの」については、保護者、学校、関係諸機関等と慎重な相談を行った後、承諾の可否を判断します。

【新年度から指定学校の変更を希望する場合】

- ① 新年度から指定学校の変更を希望する人は、**11月末日（例年）**までに学務課へ申し出てください。
- ② 新小学校1年生で指定学校の変更を希望する人は、手続きの際に就学時健康診断の通知をお持ちください。
- ③ 「10. 部活動によるもの」を理由として手続きをする人は、9月中旬（例年）から10月末日（例年）までに学務課へ申し出てください。  
※入学後に希望した部活動を変更することは認められませんので、家庭で十分に話し合ってから申し出てください。

※手続きの期日については、毎年4月に学務課が発行する「小学校・中学校の指定学校変更・区域外就学について（お知らせ）」を参照

許可基準

号	項目	要 件	必要書類	指定学校変更 承諾期間	区域外就学 承諾期間
10	部活動によるもの	<p>(1) 希望する部活動が学区の中学校にないため、該当する部活動がある最寄の中学校への通学を希望し、次の条件をすべて満たす場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 指定学校変更をした場合に考えられる課題を理解し、納得した上で、部活動を継続する強い意志を持つこと。</li> <li>② 生徒の部活動に対する適性について、親子での共通理解の基に、保護者が責任を持てること。</li> <li>③ 指定された学校に卒業まで通学し、申請した部活動で、卒業まで活動すること。</li> <li>④ 保護者の責任において、安全な通学が可能であることを確認できていること。</li> <li>⑤ 受け入れる学校の収容力が、将来的にも余裕があること。</li> </ol> <p>※注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆中学校に新たに就学する者及び市外からの転入生を対象とする。</li> <li>◆⑤「将来的にも余裕があること」とは、普通教室数に余裕がある場合であり、余裕がない場合には、受入れを制限することがある。指定学校変更を制限する学校は毎年変わり、年度当初に周知する。</li> </ul>	指定学校変更 相談依頼書 (様式あり)	卒業まで	

☆区域外就学を申請する際は「住民票」の提出が必要です。

☆通学区域（学区）は市のホームページ（「こども・教育」または「各課のページ」）>教育委員会>学務課）でも公開しています。

☆学区や指定学校変更・区域外就学に関するお問い合わせは 学務課 ☎20-1581まで

## 千葉県小中体連 合同チームの大会参加規程

平成28年8月 確認

千葉県小中学校体育連盟で、合同チームが認められている種目は

- ①バスケットボール
  - ②サッカー
  - ③ハンドボール
  - ④バレーボール
  - ⑤軟式野球
  - ⑥ソフトボール
- の6種目である。

上記は『平成28年度 千葉県小中学校体育連盟事業実施要項 合同チーム大会参加規程』より抜粋。

『平成〇〇年度 千葉県小中学校体育連盟事業実施要項』については、各校1部配付。体育主任または部活動担当が保管している。

なお、この規定には記載されていない、いくつかの重要な事項について千葉県小中体連事務局に確認し、参考として下記にまとめた。

### 記

- ①合同チームは実施種目の競技人数に満たない2チームで編成する。この場合、どちらのチームも競技人数に満たないチームでなければならない。  
いわゆる『吸収型』と呼ばれる合同チームの編成は、認めない。  
(例) バスケットボールで、部員5名のAチームと部員3名のBチームの合同はできない。  
※この規定は、全国中学校体育大会・関東中学校体育大会（総体）においても同様である。
- ②①については、関東・全国大会の規定に準じており、関東・全国大会につながる県総合体育大会についての規定である。  
県新人大会については、関東大会につながらないので、教育的な配慮から①は適用しなくてもよいというスタンスである。（『吸収型』も参加を認める）  
印旛郡新人大会についても同様。（実績があるのは、現在ではソフト・野球）
- ③合同チーム編成については、新人戦で人数の満たない2チームが合同チームを編成したが、新年度に1年生の入部によって合同チームの片方だけが競技人数を確保できたために、合同チームが組めなくなり、もう片方のチームは参加できないということもある。

小中体連主催の印旛郡市総合体育大会、新人大会は上記に基づいて参加を規定している。また、小中体連以外の大会については、その大会ごとに規定されているが、基本的に合同チームが認められている競技は、団体競技のみ（個人戦のない競技）との認識である。

剣道や柔道は、団体戦のみの大会も多く、そのような大会については規定の人数に満たないと、参加ができない場合が多い。